

滝上町からのお知らせ（5月8日現在）

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置づけが「5類感染症」となったことにより、これまで国及び北海道が感染拡大防止及び重症化予防のために実施してきた各対策は以下のとおり変更されます。

これまで	5月8日以降	
発熱外来における診療・検査の実施 <small>（発熱者等の外来診療・検査を実施する医療機関の指定）</small>	継続	○これまでと同様に、発熱等の風邪症状がある場合は、 医療機関に事前に電話で相談のうえ、受診してください。 ※医療機関の受診については、裏面をご覧ください。
外出自粛の要請 <small>（感染症法に基づく新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者等への要請）</small>	終了	○感染症法に基づく外出自粛は要請されません。 個人及び事業所の判断により、行動（自主的療養）してください。 ※ただし、国は以下を推奨 ◆新型コロナウイルス感染症発症の翌日から5日を経過し、かつ症状軽快から24時間が経過するまでの間、外出自粛する。 ◆新型コロナウイルス感染症発症の翌日から10日が経過するまでは、マスクを着用し、ハイリスク者との接触は控える。
宿泊療養施設における療養	終了	
自宅療養セットの配布	終了	
保健所による健康観察	終了	○ 健康相談センターに窓口が一元化されます。
北海道陽性者健康サポートセンター	終了	※発熱等の症状がある場合の相談 ※療養中の体調悪化や体調急変時の相談
北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター	継続	【電話番号】 0120-501-507(24時間対応)
北海道陽性者登録センターにおける検査キットの無料配布・陽性者登録	終了	○無料検査キットの配布は終了となります。 必要な場合は、取扱い薬局等でご購入いただくか、医療機関をご受診ください。 ○新型コロナウイルス感染症に感染した方ご自身による届出は不要となります。
PCR 等検査無料化推進事業 <small>（北海道が無症状者に実施する検査）</small>	終了	○北海道の事業が終了するにあたり、本町のPCR検査費用補助事業を令和6年3月31日まで延長しました。
自宅療養証明書の発行	終了	
新型コロナウイルス感染症の療養に関する医療費(自己負担分)の公費支援	終了	○外来医療費(検査を含む)及び入院医療費に対し、自己負担が設けられます。 ※陽性判明前の検査及び陽性判明後の医療費に対する自己負担が発生(上限額あり)。

裏面もご覧ください

新型コロナウイルス感染症 相談・受診の流れ

【令和5年5月8日現在】

発熱・咳・のどの痛み・頭痛・悪寒・倦怠感などの風邪症状、味覚・嗅覚の異常を感じる症状

まずは 電話相談

身近な医療機関
又は、かかりつけの医療機関

● 滝上町国民健康保険診療所

(相談受付時間) 8時15分～16時00分

☎ 29-2220

【土曜日午後・日曜日・祝祭日・夜間(時間外)】

紋別市休日夜間急病センター

☎ 0158-24-9955

※土曜日の午前は休診です。お急ぎの場合や電話がつながりにくい場合は、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（☎ 0120-501-507）へご相談願います。

相談先がわからない場合

● 北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター

【24時間対応】

☎ 0120-501-507

(通話無料)

【状況によって】

指示された
医療機関へ受診

かかりつけの医療機関でも相談できます

基礎疾患がある方などで、かかりつけ医の指示を受けたい場合は、直接、かかりつけ医にご相談願います。

このお知らせに関するお問い合わせ先：滝上町保健福祉課健康推進係 ☎29-2111(234)